

品川区子育てネウボラ相談事業実施要綱

制定 平成28年4月1日 区長決定

要綱第207号

改正 平成31年4月1日 要綱第60号

(目的)

第1条 この要綱は、子どもを安心して健やかに産み育てるために、身近で気軽に相談できる場をつくり、子育てネウボラ相談員が適切な機関への橋渡しを行うことで、妊娠・出産・育児の切れ目のない仕組みを整え、子育て家庭を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「子育てネウボラ相談員」(以下、「相談員」という。)とは、品川区立児童センターにおいて子育ての相談を受ける者をいう。

(利用者)

第3条 本事業の予約相談対象者は、品川区内に居住する者で、乳幼児を持つ保護者とし、その他の相談については児童センター利用対象者とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健師、助産師、看護師、教員、保育士等が面接を行い、心身の状態や悩みの主訴を捉え、子育て支援のニーズを把握する。
- (2) 子育て期の育児に関する様々な悩みや不安等に適切に対応し、相談者が利用できる子育て支援サービス等を選定し情報提供を行う。また、関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的な関与を行う。
- (3) 希望者にはサポートプランを作成し、子育ての見通しが立つよう援助する。
- (4) 必要に応じて、他の児童センターへの出張相談を実施する。
- (5) 要保護児童等のケースについては、相談を受け付けた児童センターの館長を通じて、すみやかに児童相談担当に連絡する。
- (6) 利用促進にむけた周知活動および相談しやすい環境整備に努める。

(7) 定期的に相談員の会議を開催し、対応方法の検証および課題等の検討を行う。

(8) その他、相談業務を行う上で、区長が必要と認める事業や業務を行う。

(実施場所)

第5条 事業は品川区立児童センターにおいて実施する。

(関係機関との連携)

第6条 しながわネウボラネットワークの構築により、支援を要する家庭については、保健センターなどの関係機関と情報を共有し、連携の強化を図ることで適切な支援につなげる。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。